

谷山第二地区 第11号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部
 谷山都市計画事務所
 〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地
 鹿児島市役所 谷山支所 3階
 Tel.099-269-2111

内線 谷山第二地区係 314
 工事補償係 317
 管理清算係 312
 谷山駅周辺整備係 320

谷山都市計画事務所

- 谷山駅周辺整備係**
谷山駅周辺地区リニューアル整備事業・
谷山地区鉄道高架化事業に関すること
- 管理清算係**
桜川第二地区・谷山第一地区に関する
こと
- 谷山第二地区係**
谷山第二地区の仮換地指定に関すること
- 工事補償係**
谷山第二地区の建物移転等に伴う補償・
道路築造工事に関すること

4月から、今までの事務所の名称が変更になると共に、谷山第二地区土地区画整理事業の仮換地交渉担当の『計画係』が、『谷山第二地区係』に名称が変更になり職員が一名増えました。
 また建物移転等に伴う補償、道路築造工事等は『工事補償係』が今までご担当いたします。
 さらに新しく、谷山駅周辺の整備を推進するため、『谷山駅周辺整備係』ができました。

**谷山区画整理事務所の
名称が
変更になりました。**

**谷山都市計画事務所に
変更になりました。**

平成13年度工事箇所写真

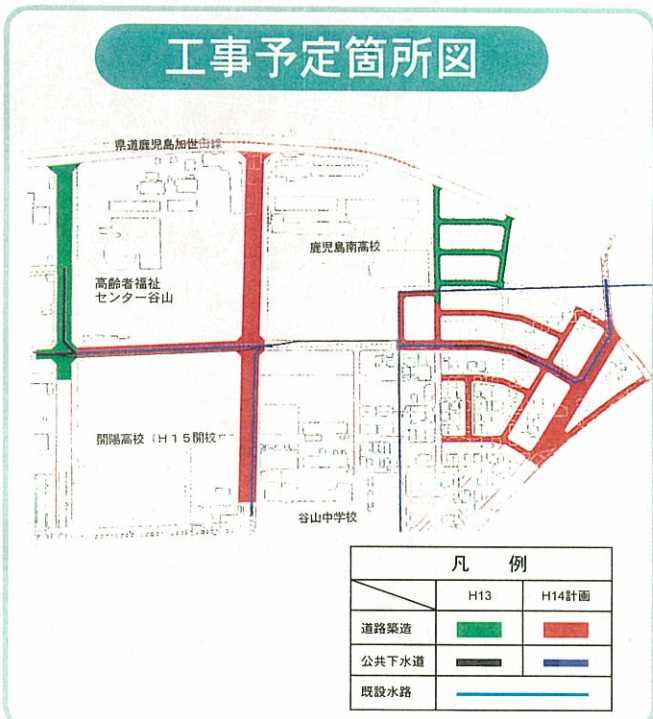


101 BL付近

平成13年度の執行状況

平成12年度から始めました谷山第二地区の仮換地交渉、補償交渉を平成13年度もみなさんのご理解とご協力を得ながら進めてまいりました。
 そして、県立南高校東側の区画道路、高齢者福祉センター谷山横の本城試験場線、田辺川改良工事等を14年3月末日までの工期で実施いたしました。
 工事期間は、「通行止め」や「う回路」等の交通規制等で皆様方にはご迷惑をおかけしましたが、無事に終わりました。
 ご協力いただきありがとうございます。

平成14年度の予算について



平成14年度の谷山第二地区土地区画整理事業は、18億8千9百7拾4万7千円の事業費で次のとおり実施する予定です。

- 建物移転 91棟
- 幹線道路築造 向川原森山線・辻之堂本城線 510m
- 区画道路築造 975m
- 建物等調査 19棟
- 公共下水道工事 田辺川 330m

また公共下水道事業は、4億2千6百8拾万円の事業費で次のとおり実施する予定です。
 ○ 公共下水道工事 田辺川 330m

今年度もみなさんに谷山第二地区土地区画整理事業へのご理解とご協力をお願いし、仮換地の指定・建物移転・道路工事・建物調査・公共下水道の工事等を進めてまいります。

建物解体について

田辺地区から始まりました谷山第二地区の土地区画整理事業は、平成13年度には116棟の建物の移転を完了し、今までの累計で125棟の建物移転を完了いたしました。

建物解体に伴い発生する廃棄物の処理については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」がさらに強化され、平成14年5月30日から『分別解体等及び再資源化等』が義務づけられます。

○建物解体の場合、床面積80㎡以上の工事については解体業者の選定は、建設業許可業者が解体工事業登録業者のいずれかでないと解体工事はできません。(床面積80㎡以下についてもできるだけいづれかの業者を選定して下さいますようお願いいたします。)

解体業務内容について、解体工事に着手する前に谷山都市計画事務所『工事補償係』と打ち合わせして下さい。

- ・建設業許可・解体工事業登録
- ・技術管理者
- ・工期
- ・分別解体等の計画策定について
- ・工事を着手前に講ずる措置について
- ・マニュアル伝票、解体写真について

お願い



次の場合は届け出て下さい

- 登記名義人が変わったとき。
(登記簿謄本の写しを添付して下さい。)
- 住所を変更したとき。
- 代理人を定めたとき。
- 借地権の申告するとき。
(他人名義の土地に建物などを所有する人。)
- 施行区域内での建築物の新築や増・改築、土地の区画形質の変更、または、移動が容易でない物件の設置・たい積を行うときは、事前に許可を受けなければなりません。

このような場合は、ただちに谷山都市計画事務所の『谷山第二地区係』にご申請書を届け出て下さい。

調査・測量について

調査測量のため、市が委託した調査員がみなさんの土地への立ち入りをお願いすることがあります。

このような場合、調査員は谷山都市計画事務所が発行する身分証明書を所持しておりますので、お確かめの上、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら谷山都市計画事務所『工事補償係』にお問い合わせ下さい。

小宅地对策用地・換地操作用地の契約について

小宅地对策用地と換地操作用地につきましては、該当する方から仮換地指定後に買受申請を提出して頂きます。

その後、移転交渉や仮換地先の状況を見て市から契約のための書類を送付します。

送付された書類の中に同封してある説明をご覧ください、期限内に手続きを行って下さい。

○送付書類

- ・売却決定通知書
- ・売買契約書
- ・売却代金分納承認申請書
- ・説明文

○契約の際に必要なもの

- ・送付された書類
- ・実印
- ・印鑑登録証明書
- ・収入印紙



ご不明な点がございましたら谷山都市計画事務所『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。

谷山第二地区仮換地指定状況

仮換地指定状況図



○仮換地指定したブロック

- 25、26、31-2、32
- 73、75、79
(以上県有地)
- 85
(南高校)
- 84の一部
(谷山中学校)
- 80、84の一部、86、87、90
- 92、94、95、97の一部
- 98、99、100、101、102
- 103、104、106、107
(以上一般宅地)

○仮換地指定率=53.9%
(平成14年3月末現在)

平成14年度上期の仮換地交渉予定

88、89、91、93の1ブロック

が予定されています。